⑺ Time-limit for tender : 3 : 00 PM, 4, March, 2010

⑻ Contact point for the notice : Kobayashi, First Accounting Section, General Coordination Division, General Coordination Department, Aichi Labour Bureau, 2―5―1 sannomaru Naka-ku Nagoya City Aichi Prefecture 460―8507 Japan TEL 052―972―0262 ext, 322

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月25日

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長　金田　弘幸

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　23

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名

平成22年度事務用消耗品等購入単価契約

⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期間　平成22年４月１日～平成23年３月31日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は、入札書別紙内訳書の品目別予定購入数量に単価を乗じた額の全品目総価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに該当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成19・20・21年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域で「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

⑷　本公告に示した物品を支出負担行為担当官が指定する日時、場所に納入することができることを証明した者であること。

⑸　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑹　官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しないものであること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒460―8507 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第２号館　愛知労働局総務部総務課会計第一係　小林　電話052―972―0262（内線322）

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記3⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　本入札に係る説明会は開催しない。

⑷　入札書の受領期限　平成22年３月４日15時00分

⑸　開札の日時及び場所　平成22年３月５日10時30分　愛知労働局２階北大会議室

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を平成22年２月26日17時までに提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は、当労働局において審査するものとし、採用しうると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納品できると支出負担行為担当官が判断した者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Kanada, Director of General Coordination Department, Aichi Labor Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Office Supplies

⑷　Delivery period : From 1 April 2010 through 31 March 2011

⑸　Delivery place : Referring instruction for the proposed tender

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have a Grade "A", "B" and "C" on Tokai・Hokuriku Area during fiscal year 2007／2008／2009 in "Sale of product." for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare, which is single qualification for every ministry and agency, ④prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer, ⑤meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order, ⑥not be currently under a suspension of business order as instructed by the Obligating Officer.

⑺　Time-limit for tender : 3 : 00 PM, 4, March, 2010

⑻　Contact point for the notice : Kobayashi, First Accounting Section, General Coordination Division, General Coordination Department, Aichi Labour Bureau, 2―5―1 sannomaru Naka-ku Nagoya City Aichi Prefecture 460―8507 Japan TEL 052―972―0262 ext, 322

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月25日

社会保険庁総務部

日本年金機構設立準備事務局

管理官　西辻　　浩

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

○第11号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　6

⑵　調達等件名及び数量

「ねんきん定期便」リーフレット（50歳未満用）の作成　予定数量　4,293,000枚

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　契約締結の日から平成22年１月25日まで

⑸　納品場所　日本年金機構が指定する場所

⑹　入札方法　入札は、消費税等額を除いた１枚当たりの単価及び希望数量にて行い、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

2　競争参加資格

⑴　当該契約の締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

⑵　国の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

1　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。